

記帳のしかた

白色申告編

この資料は、令和5年6月以降に国税庁ホームページからダウンロードできます。

1

白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

2

減価償却費

3

青色申告制度

4

消費税の経理処理と記帳

5

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

青色申告と白色申告

青色申告の承認を受けている

青色申告※

上記以外

白色申告

※ 青色申告には、白色申告には認められない、税金の計算における各種の特典があります。

主な特典

- ① 青色申告特別控除
- ② 青色事業専従者給与額の必要経費算入
- ③ 純損失の繰越し及び繰戻し

税務署受付印		1 0 9 0	
所得税の青色申告承認申請書			
納税地	○住所地・○居所地・○事業所等 (該当するものを選択してください。) (〒 -) (TEL. - -)		
上記以外の住所等	納税地以外に住所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL. - -)		
フリガナ	○天正 ○昭和 ○平成 ○令和		
氏名	生年月日	年 月 日生	
職業	フリガナ	屋号	
令和__年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。			
1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)			
名称 _____ 所在地 _____			
名称 _____ 所在地 _____			
2 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)			
○事業所得 ・ ○不動産所得 ・ ○山林所得			
3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無			
(1) ○有 (○取消し・○取りやめ) ____年__月__日 (2) ○無			
4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____年__月__日			
5 相続による事業承継の有無			
(1) ○有 相続開始年月日 ____年__月__日 被相続人の氏名 _____ (2) ○無			
6 その他参考事項			
(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)			
○複式簿記・○簡易簿記・○その他 (_____)			
(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)			
○現金出納帳・○光掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳 ○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他			
(3) その他 _____			
関係税理士	整理番号		
(TEL. - -)	整理番号	関係税理士	A B C
	0	年 月 日	
	年 月 日	確認印	

白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

記帳・帳簿等の保存制度

事業所得等を生ずべき業務を行う全ての白色申告の方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も含みます。）は、収入金額や必要経費を記載すべき帳簿（法定帳簿）を備え付けて、収入金額や必要経費に関する事項を記帳する必要があります。

また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、業務に関して任意で作成した帳簿（任意帳簿）や業務に関して作成し、又は受領した請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

保存が必要なもの		保存期間※
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

※1 保存期間は、帳簿についてはその年の翌年3月15日の翌日から7年間（又は5年間）、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から5年間となります。

2 令和4年以降、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円超の方は、その業務に係る現金預金取引等関係書類を5年間保存する必要があります。

白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

記帳の内容等

所得金額が正確に計算できるように、取引のうち、総収入金額及び必要経費に関する事項について「整然と、かつ、明瞭に記録」しなければなりません。

区分	記載事項
売 上	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の年月日 ・相手方の名称 ・金額
雑収入等	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の年月日 ・事由・相手方の名称 ・金額

区分	記載事項
仕 入	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の年月日 ・相手方の名称 ・金額
経 費	給料賃金、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料及びその他の経費に区分して、それぞれの <ul style="list-style-type: none"> ・取引の年月日 ・事由・支払先の名称 ・金額

雑収入とは、空箱・作業くずなどの売却代金、仕入割引、リベート、取引先や使用人に対して事業上貸し付けた貸付金の利子、使用人の寄宿舍の使用料、買掛金の免除益などの事業に伴って生ずる収入をいいます。

なお、消費税の課税事業者の方については、軽減税率の対象となる売上げや仕入れ（経費）がある場合は、税率ごとに区分して記載する必要があります。

白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

白色申告者の帳簿の様式例

帳簿の様式や種類については、特に定めはありませんが、個々の取引の実態に応じて作成することが必要です。

※ 帳簿の様式例は、国税庁ホームページにも掲載しています。

帳簿の様式例（事業所得者用）

① 年 月 日	② 摘 要	③ 売 上	④ 雑 収 入 等	⑤ 仕 入	経 費															
					⑥ 給 料 賃 金	⑦ 外 注 工 賃	⑧ 減 価 償 却 費	⑨ 貸 倒 金	⑩ 地 代 家 賃	⑪ 利 子 割 引 料	そ の 他 の 経 費									
											⑫ 租 税 公 課	⑬ 水 道 光 熱 費	⑭ 旅 費 交 通 費	⑮ 通 信 費	⑯ 修 繕 費	⑰ 消 耗 品 費	⑱	⑲	⑳ 雑 費	

白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

一般的な必要経費の一覧表

項目	具体例
給料賃金	給料、賃金、退職金、食事や被服などの現物給与
外注工賃	修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工費など ※ 建設業を営んでいる人などの外注費も含まれます。
減価償却費	建物、機械、船舶、車両、器具備品などの償却費 ※ 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。
繰延資産の償却費	開業費や開発費、共同的施設の負担金や建物を賃借するための権利金などの償却費
貸倒金	売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
地代家賃	店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や店舗、工場、倉庫等を借りている場合の家賃など
利子割引料	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
租税公課	①税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金、②商工会議所、商工会、協同組合、同業者組合、商店会、青色申告会などの会費や組合費 ※ 所得税及び復興特別所得税、相続税、贈与税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税・過怠税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
荷造運賃	販売商品の包装材料費、荷造りのための費用、運賃
水道光熱費	水道料、電気代、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費

旅費交通費	電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代
通信費	電話料、切手代、電報料、インターネット接続料
広告宣伝費	①新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告費用、チラシ、折込み広告の費用、②広告用名入りライター、カレンダー、手ぬぐいなどの費用、③ショーウィンドーの陳列装飾のための費用
接待交際費	①取引先などを接待する茶菓飲食代、②取引先などを旅行、観劇などに招待する費用、③取引先などに対する中元、歳暮の費用
損害保険料	火災保険料、自動車の損害保険料
修繕費	店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代 ※ 資産の価額を増したり、使用可能期間を延長したりするような支出は、原則として、資本的支出として一の減価償却資産を取得したものとして、減価償却を行います。
消耗品費	①帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費、②使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の什器備品の購入費 ※ 取得価額が10万円未満であるかどうかは、税込経理方式又は税抜経理方式に応じ、その適用している方式により算定した金額によります。
福利厚生費	①従業員の慰安、医療、衛生、保健などのために事業主が支出した費用、②事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料や掛金
固定資産等の損失	事業用固定資産や繰延資産の施設の取壊しや災害による滅失などの場合の損失
雑費	事業上の費用で他の経費に当てはまらない経費

(参考) 「帳簿の記帳のしかた (事業所得者用)」 (国税庁ホームページ掲載)

白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

記帳のしかた【売上】

収入金額については、『売上』と『雑収入等』に区分して記載します。

【記載例】

① ○年 月日		② 摘 要	③ 売 上	④ 雑収入等
10	14	掛売上 東京商店 食料品 ※	37,800	
		掛売上 埼玉商店 日用品	170,400	
		掛売上 茨木商店 飲料品 ※	518,400	
		14日計	726,600	

【売上】の内容では、取引の年月日、相手方の名称、金額及び日々の売上の合計額を記載（軽減税率対象品目の場合、取引の内容及び軽減税率の対象品目である旨も記載）します。

納品書兼請求書(控) <u>No.22</u> 令和〇〇年10月14日 東京商店 様 牛肉 ※ 21,600円 …… 請求額 37,800円	(控) <u>No.23</u> 〇〇年10月14日 8,000円 額 170,400円	(控) <u>No.24</u> 〇〇年10月14日 ※ 16,200円 額 518,400円
--	---	--

軽減税率の対象となる取引がある場合は、その「摘要」欄等に「※」などの記号を記載するとともに、帳簿の欄外等に「※は軽減税率対象」などと記載します。

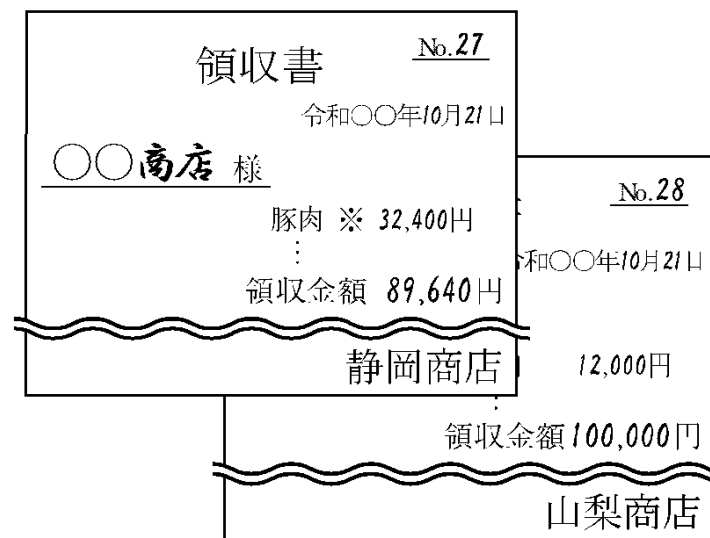
白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

記帳のしかた【仕入・経費】

必要経費については、『仕入』と『経費』に区分して記載します。

【記載例：仕入】

① ○年 ○月 ○日	② 摘 要	⑤ 仕 入
10	21 現金仕入 静岡商店 食料品 ※	89,640
	現金仕入 山梨商店 日用品	100,000
	21日計	189,640



【記載例：経費】

① ○年 ○月 ○日	② 摘 要	⑩ その他の経費	
		⑩ 地代家賃	⑰ 消耗品費
10	23 包装紙代支払 千葉商店		8,500
	納品書代支払 三重商店		400
	10月分駐車場代 長野不動産	50,000	

『経費』の内容では、「給料賃金」、「外注工賃」、「減価償却費」、「貸倒金」、「地代家賃」、「利子割引料」及び「その他の経費」に区分して、それぞれの取引の年月日、事由、支払先の名称及び金額を記載（軽減税率対象品目の場合、取引の内容及び軽減税率の対象品目である旨も記載）します。

簡易な方法による記載

事業所得等を有する白色申告の方については、簡易な方法による記載が認められています。

区 分	簡易な方法による記載
売 上	<p>イ 小売その他これに類するものを行う者（飲食店、理髪店など）の現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載することができる。</p> <p>ロ 保存している納品書控・請求書控等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載することができる。</p> <p>ハ 掛売上の取引で保存している納品書控・請求書控等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載することができる（ただし、年末に売掛金の残高を記載する。）。</p> <p>ニ 棚卸資産の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別にその合計金額を見積もり、合計金額のみを一括記載することができる。</p> <p>ホ イ以外の業種であっても、少額な現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載することができる。</p>
雑収入等	<p>イ 少額な雑収入等については、その事由ごとに、日々の合計金額のみを一括記載することができる。</p> <p>ロ 現実に入金した時に記載することができる（ただし、年末に雑収入等の未収額及び前受額を記載する。）。</p>
仕 入	<p>イ 少額な現金仕入については日々の合計金額のみを一括記載することができる。</p> <p>ロ 保存している納品書・請求書等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載することができる。</p> <p>ハ 掛仕入の取引で保存している納品書・請求書等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を支払った時に現金仕入として記載することができる（ただし、年末に買掛金の残高を記載する。）。</p>
経 費	<p>イ 少額な費用については、その費用の項目ごとに、日々の合計金額のみを一括記載することができる。</p> <p>ロ 現実に出金した時に記載することができる（ただし、年末における費用の未払額及び前払い額を記載する。）。</p>

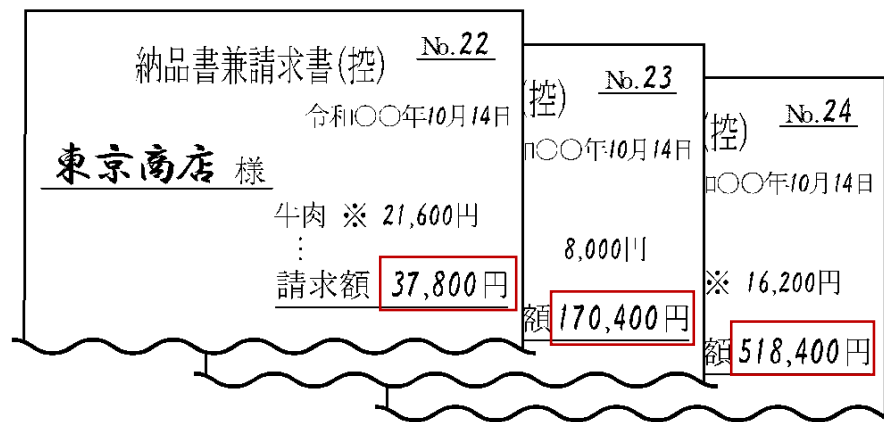
白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

記帳のしかた（簡易な方法）【売上】

保存している納品書控・請求書控等によりその内容を確認できる取引については、日々の売上の合計金額を一括して記載することができます。

【記載例】

① ○年 月日	② 摘 要	③ 売 上	④ 雑収入等
10 14	掛売上 納品書 #22,23,24	726,600	

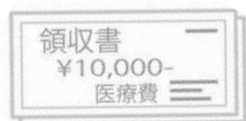


- ※ 1 「摘要」欄に納品書の番号を記載すると、内容の確認が容易となります。
- ※ 2 掛売上の取引で納品書控・請求書控等によりその内容を確認できるものについては、上記のような日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載することもできます（ただし、年末に売掛金の残高を記載する。）
- ※ 3 簡易な方法による記載の場合であっても、消費税の課税事業者で、軽減税率の対象品目となる取引がある場合は、消費税の確定申告の計算のため、税率ごとに区分して記載する必要があります。

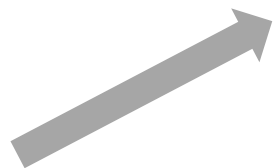
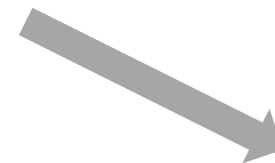
白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

手書きで記帳を行うと大変な手間が掛かりますが、会計ソフトを利用すれば、入力するだけで簡単に記帳ができます！！

手書き



会計ソフト



自動計算・集計

入力

白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

電子帳簿等保存制度

税法上、保存が必要な帳簿書類を、紙ではなく、電子データで保存することに関する制度です。

電子帳簿等保存制度は、次の3つの制度に区分されます。

詳しくは、国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」をご覧ください。

① 電子帳簿等保存

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿書類を電子データのままで保存できます。

② スキャナ保存

紙でやりとりした書類を紙で保存する代わりに、スキャナで読み取った電子データで保存できます。

③ 電子取引データ保存

申告所得税に関して帳簿書類の保存義務が課されている方は、請求書や領収書などの情報を紙ではなく電子データでやりとりした場合には、原則、電子データのままで保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定の要件に従う必要があります。

帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置

帳簿の保存義務がある方が、売上げに関する帳簿を作成・保存していない場合などに、加算税の割合が加重される場合があります。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・消費税について適用されます。

- 対象となる事業者
 - ・ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う個人事業者
 - ・ 消費税の課税事業者

- 対象となる帳簿
 - ・ 仕訳帳、総勘定元帳の売上げ（収入）の金額に関する部分
 - ・ 売上帳、現金出納帳などの売上げ（収入）の金額が確認できる帳簿

※ 詳しくは、国税庁ホームページの「帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置に関するQ&A」をご覧ください。

1

白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

2

減価償却費

3

青色申告制度

4

消費税の経理処理と記帳

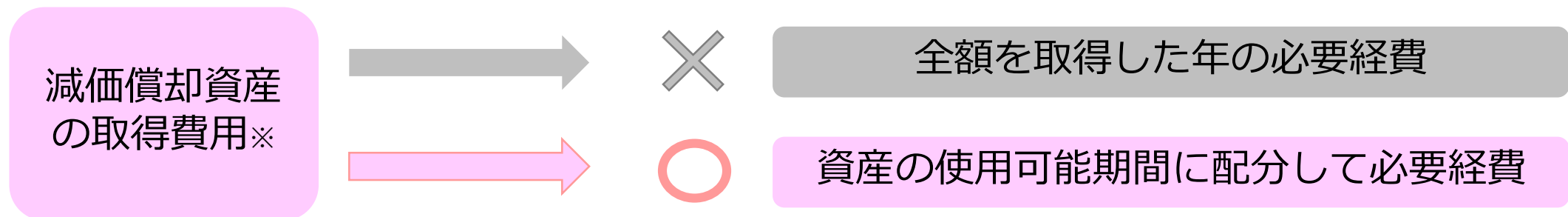
5

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

減価償却資産

事業などの業務のために用いられる建物や車両などの資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といいます。他方、土地や骨とう品などのように時の経過により価値が減少しない資産は、減価償却資産ではありません。

減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくべきものです。減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費として配分していく手続です。



※ 減価償却費の取得費用（取得価額）には、建物、機械などの購入代金や建築費のほか、引取運賃、購入手数料、運送保険料など、その資産を取得するために支払った費用が含まれます。

減価償却費

減価償却費の計算方法

- 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産は
「**定額法**」や「**定率法**」で計算。
- 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産は
「**旧定額法**」や「**旧定率法**」で計算。

償却方法を届け出していない場合は、**原則、定額法（旧定額法）**により計算。

建物の計算方法

- 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物は、
「**旧定額法**」に限られます。
- 平成19年4月1日以後に取得した建物は、「**定額法**」に限られます。
- 平成28年4月1日以後に取得した建物の附属設備、構築物及び鉱業用の建物は、「**定額法**」に限られます。

減価償却費

耐用年数と償却率

個々の減価償却資産の耐用年数や償却率などは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められています。

(参考) 「白色申告者の決算の手引き (一般用)」 (国税庁ホームページ掲載)

主な減価償却資産の耐用年数表

<建 物>

構造・用途	細 目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24
	店舗用・住宅用のもの	22
	飲食店用のもの	20
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	17
	公衆浴場用のもの	12
	工場用・倉庫用のもの (一般用)	15
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	20
	飲食店用のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	15
	公衆浴場用のもの	11
	工場用・倉庫用のもの (一般用)	14
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	50
	住宅用のもの	47
	飲食店用のもの	
	延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	34
	その他のもの	41
	旅館用・ホテル用のもの	
	延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	31
その他のもの	39	
	店舗用・病院用のもの	39

減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表

2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日以後取得	耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日以後取得	耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			
	旧定額法償却率	定額法償却率		旧定額法償却率	定額法償却率		耐用年数	旧定率法償却率	250%定率法		
									償却率	改定償却率	保証率
2	0.500	0.500	27	0.037	0.038	2	0.684	1.000	—	—	
3	0.333	0.334	28	0.036	0.036	3	0.536	0.833	1.000	0.02789	
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035	4	0.438	0.625	1.000	0.05274	
5	0.200	0.200	30	0.034	0.034	5	0.369	0.500	1.000	0.06249	
6	0.166	0.167	31	0.033	0.033	6	0.319	0.417	0.500	0.05776	
7	0.142	0.143	32	0.032	0.032	7	0.280	0.357	0.500	0.05496	
8	0.125	0.125	33	0.031	0.031	8	0.250	0.313	0.334	0.05111	
9	0.111	0.112	34	0.030	0.030	9	0.226	0.278	0.334	0.04731	
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029	10	0.206	0.250	0.334	0.04448	
11	0.090	0.091	36	0.028	0.028	11	0.189	0.227	0.250	0.04123	
12	0.083	0.084	37	0.027	0.028	12	0.175	0.208	0.250	0.03870	
13	0.076	0.077	38	0.027	0.027	13	0.162	0.192	0.200	0.03633	
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026	14	0.152	0.179	0.200	0.03389	

減価償却費

定額法の計算

定額法の算式：定額法の償却限度額 = 取得価額 × 定額法の償却率（注）

計算例： 取得価額 100万円 耐用年数8年 償却率0.125

（注）定額法の償却率は耐用年数省令別表第八に規定されています。

経過年数	償却費（償却限度額）	償却累計額	未償却残高
1年	$1,000,000 \times 0.125 \times 12/12 = 125,000$	125,000	875,000
2年	" = 125,000	250,000	750,000
3年	" = 125,000	375,000	625,000
4年	" = 125,000	500,000	500,000
5年	" = 125,000	625,000	375,000
6年	" = 125,000	750,000	250,000
7年	" = 125,000	875,000	125,000
8年	$1,000,000 \times 0.125 \times 12/12 = 124,999$ ※	999,999	1

※ 8年目における計算上の償却限度額は125,000円ですが、残存価額は1円（備忘価額）になりますので、結果として実際の償却限度額は124,999円になります。

減価償却費 定率法の計算

算式1：定率法の償却限度額 = (取得価額 - 償却累計額) × 定率法の償却率

算式2（調整前償却額が償却保証額に満たない場合）：改定取得価額 × 改定償却率

計算例：（平成24年4月1日以降）取得価額100万円 耐用年数8年 償却率0.250

改定償却率0.334 保証率0.07909（償却保証額79,090円）

（注）定率法の償却率は耐用年数省令別表第九、第十に規定されています。

経過年数	償却費（償却限度額）	償却累計額	未償却残高
1年	$(1,000,000 - 0) \times 0.250 \times 12/12 = 250,000$	250,000	750,000
2年	$(1,000,000 - 250,000) \times 0.250 \times 12/12 = 187,500$	437,500	562,500
3年	$(1,000,000 - 437,500) \times 0.250 \times 12/12 = 140,625$	578,125	421,875
4年	$(1,000,000 - 578,125) \times 0.250 \times 12/12 = 105,468$	683,593	316,407
5年	$(1,000,000 - 683,593) \times 0.250 \times 12/12 = 79,101$	762,694	237,306
6年	$(1,000,000 - 762,694) \times 0.250 \times 12/12 = 59,326 < \text{償却保証額} 79,090$ → $237,306 \times 0.334 \times 12/12 = 79,260$	841,954	158,046
7年	$237,306 \times 0.334 \times 12/12 = 79,260$	921,214	78,786
8年	$237,306 \times 0.334 \times 12/12 = 79,260 > \text{未償却残高} 78,786 \rightarrow 78,785 ※$	999,999	1

※ 8年目における計算上の償却限度額は79,260円ですが、残存価額は1円（備忘価額）になりますので、結果として実際の償却限度額は78,785円になります。

1

白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

2

減価償却費

3

青色申告制度

4

消費税の経理処理と記帳

5

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

青色申告制度

青色申告とは、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて所得金額や税額を正しく計算し申告することで、所得計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

青色申告をする方は、税金の面でいろいろな特典を受けることができます。

青色申告の手続

これから青色申告を始める方は、**青色申告を始めようとする年の3月15日まで**（その年の1月16日以後に新たに事業を始めた場合は、開業の日から2か月以内）に、所轄税務署長に**「所得税の青色申告承認申請書」**を提出してください。

※ その年の前々年分の事業所得の金額及び不動産所得の金額（青色事業専従者給与の額を必要経費に算入しないで計算した金額）の合計額が300万円以下の方は、一定の届出を行うことで、現金主義による所得計算の特例を適用することができます。

青色申告制度の主な特典

① 青色申告特別控除

所得金額から一定の金額（最高55万円）を控除できる制度

（注）55万円の控除の要件に加えて、**e-Taxによる申告（電子申告）**又は**優良な電子帳簿の保存**の要件を満たしている方は、**最高65万円**を控除することができます。

② 青色事業専従者給与額の必要経費算入

事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与について、相当であると認められる金額を必要経費に算入することができる制度

③ 純損失の繰越し及び繰戻し

事業から生じた純損失の金額を翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができる制度【純損失の繰越し】

前年も青色申告をしている方は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることができる制度【純損失の繰戻し】

（注）特定非常災害により損失が生じた場合は、一定の純損失の金額の繰越し期間が5年になります。

1

白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

2

減価償却費

3

青色申告制度

4

消費税の経理処理と記帳

5

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

消費税の経理処理と記帳

消費税の課税事業者となる方は、帳簿への記帳を行う際、消費税に関する事項も併せて記載する必要があります。

消費税の記帳のしかたには、税込経理方式と税抜経理方式があります。

いずれの方式を選択するかは、事業者の任意ですが、原則として全ての取引について同一の方式で経理する必要があります。

なお、免税事業者は税込経理方式となります。

税込 経理方式

- 消費税に相当する額とその消費税に係る取引の対価の額を区分しないで経理
- 課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税に相当する額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する。

税抜 経理方式

- 消費税に相当する額とその消費税に係る取引の対価の額を区分して経理
- 課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税に相当する額を、仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する。

※ 納付すべき消費税の額は同額となります。

帳簿や請求書等の記録と保存

消費税は、帳簿や請求書等をもとに、課税売上げや課税仕入れ等の金額を把握して、納める消費税額を計算する仕組みになっています。帳簿は法令で定められている記載事項を記録し、請求書等とともに一定期間（原則として7年間）保存する必要があります。

帳簿の記載事項	
①	取引の相手方の氏名・名称 ※1
②	取引を行った年月日
③	取引内容 ※2
④	取引金額

※1 「〇〇商事」等その正式名称を記載することが原則です。

ただし、取引先等の名簿等相手方の正式な氏名、名称及び相手方を特定できる略称、コードや番号が記載されているものが備え付けられている場合には、略称等による記載でも差し支えありません。

※2 軽減税率の対象品目である場合には、その旨の記載が必要となります。

注意点

- ・ 帳簿と請求書等の両方が保存されていない場合や摘要欄等に定められた内容が記載されていないと、一般課税による仕入税額控除ができません。
- ・ 軽減税率対象品目の取引がある場合は、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

4

消費税の経理処理と記帳

消費税額を正しく計算するためには、日常の取引を記帳するときに、その取引が課税取引なのか非課税取引なのか、あるいは不課税取引（課税対象外取引）なのかを区分して記録しておく必要があります。

一般課税の場合

(税込経理方式を採用している場合)

- | | | | |
|-----------|----------|----------------|----------|
| ① 本日の現金売上 | | ③ ○○商店から現金で仕入れ | |
| 飲食料品 | ¥ 16,200 | 飲料品 | ¥ 31,320 |
| 日用品 | ¥ 10,450 | 日用品 | ¥ 12,100 |
| ② ビール券を販売 | ¥ 5,600 | ④ 接待交際費 A社へ祝金 | ¥ 30,000 |

【記載例（税込）：現金出納帳】

※は軽減税率対象品目

○年 月日	摘要	入金		出金		現金 残高
		現金売上	その他	現金仕入	その他	
① 10 31	現金売上 (課) 飲食料品 ※ 日用品	16,200 10,450				
②	ビール券販売 (非)	5,600				
③	○○商店から現金で仕入れ (課) 飲食料品 ※ 日用品			31,320 12,100		
④	接待交際費 A社へ祝金 (不)				30,000	54,300

記帳の際には、帳簿の摘要欄などに(課)・(非)・(不) 又は ○・×・△と記載するなどの工夫をします。

簡易課税制度について

簡易課税制度とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基として、仕入控除税額を計算する制度をいいます。

その課税期間における課税標準額に対する消費税額に、**みなし仕入率**を乗じて計算した金額が仕入控除税額とみなされる制度です。

したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

一般課税

課税期間における課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

消費税の
納付税額

=

課税売上げに
係る消費税額

-

課税仕入れ等に係る
消費税額（実額）

簡易課税

課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

消費税の
納付税額

=

課税売上げに
係る消費税額

-

課税売上げに
係る消費税額 × みなし
仕入率

この部分の計算が
異なります。

みなし仕入率一覧表（取引ごとに判定する必要があります。）

事業区分	みなし仕入率	該当する業種（事業の例示）		注意点等
第一種事業	90%	卸売業	他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者へ販売する事業が該当する。	酒類小売業などでは、飲食店等事業者への販売分と一般消費者への販売を区分して経理する必要があります。
第二種事業	80%	小売業等	他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業並びに農業、林業、漁業のうち消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る部分が該当する。	
第三種事業	70%	製造業等	農業、林業、漁業（飲食料品の譲渡に係る部分を除く）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当する事業及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く。	パン・菓子の製造小売、豆腐製造販売、畳製造小売などが含まれます。
第四種事業	60%	その他の事業（飲食店等）	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店事業等が該当、また、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業に該当する。	事業者が自己で使用していた固定資産を譲渡する場合も第四種事業に該当します。
第五種事業	50%	サービス業等	運輸通信業、金融・保険業及びサービス業（飲食店業を除く。）をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除く。	
第六種事業	40%	不動産業	不動産業が該当する。 （第一種事業から第三種事業及び第五種事業に該当する事業を除く。）	

消費税の経理処理と記帳

2種類以上の事業を営む事業者は、売上等の取引がどの事業区分に該当するかを記帳しておく必要があります。

簡易課税の場合

- ① 本日の現金小売（第二種事業）
 - 飲食料品 ￥28,080
 - 日用品 ￥11,220
- ② 加工品の現金売上（第三種事業） ￥4,320

【記載例（税込）：現金出納帳】

※は軽減税率対象品目

○年 月日	摘要	入金		出金		現金 残高
		現金売上	その他	現金仕入	その他	
① 10 31	現金売上 (二) 飲食料品 ※ 日用品	28,080 11,220				
②	加工品売上 (三)	4,320				82,700

実際の記帳の際には、帳簿の摘要欄等に第一種事業を「一」、第二種事業を「二」、第三種事業を「三」などと記載するなどの工夫をします。

1

白色申告者の帳簿とその記帳のしかた

2

減価償却費

3

青色申告制度

4

消費税の経理処理と記帳

5

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

令和元年10月1日から消費税率の引上げに合わせて軽減税率制度が実施されています。

※軽減税率の対象は、次の①及び②の譲渡です。

- ① 飲食料品（酒類及び外食を除きます。）
- ② 週2回以上発行される新聞で定期購読契約により販売するもの

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10%	8%

区分記載請求書等保存方式【～令和5年9月30日】

令和5年9月30日までは、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が仕入税額控除の要件となっています。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）【令和5年10月1日～】

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。インボイス制度においては、原則として、一定の事項を記載した「帳簿」及び税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」が交付する「適格請求書（インボイス）」などの保存が仕入税額控除の要件となります。

※ 詳しくは、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

区分経理の方法等について

区分記載請求書等

【記載例】

※は軽減税率対象品目 ②

① ○年 ○月 ○日	② 摘 要	③ 売 上	④ 雑収入等	⑤ 仕 入
10 2	掛売上 東京商店 日用品 食料品 ※ ①	22,000 21,600		
	掛売上 埼玉商店 飲料品 ※	32,400		
	現金仕入 静岡商店 日用品 食料品 ※			33,000 10,800
	掛仕入 千葉商店 飲料品 ※			16,200

No.45
納品書兼請求書 (控)
令和〇年10月2日
東京商店御中

割り箸 550円
牛肉 ※ ① 5,400円
・
・
合 計 43,600円
(10%対象 22,000円) ③
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象 ②
〇〇商店

- ① 軽減税率対象品目については、「※」などの記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率の対象であることを明らかにしておく。

No.32
領収書
令和〇年10月7日
〇〇商店御中

紙コップ 2,200円
牛乳 ※ 5,400円
・
・
合 計 43,800円
(10%対象 33,000円)
(8%対象 10,800円)

※は軽減税率対象
静岡商店

- ③ 税率（8%、10%）ごとに区分して合計した税込対価の額を記載する。

※ 1 インボイスには、区分記載請求書等の記載事項に加え、**登録番号や適用税率、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要**です。

2 区分記載請求書等保存方式の下では、「軽減税率の対象である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない請求書等を受け取った事業者は、事実に基づき、自ら追記できますが、**インボイス制度開始後においては、追記はできず、修正したインボイスを受領する必要があります。**

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難である一定の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

一定の取引とは、例えば、「公共交通機関特例の対象として適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」といったものがあります。

帳簿のみで仕入税額控除を受けるためには、帳簿に次の事項等の記載が必要です。

「帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等」

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地^(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例（公共交通機関特例の場合）

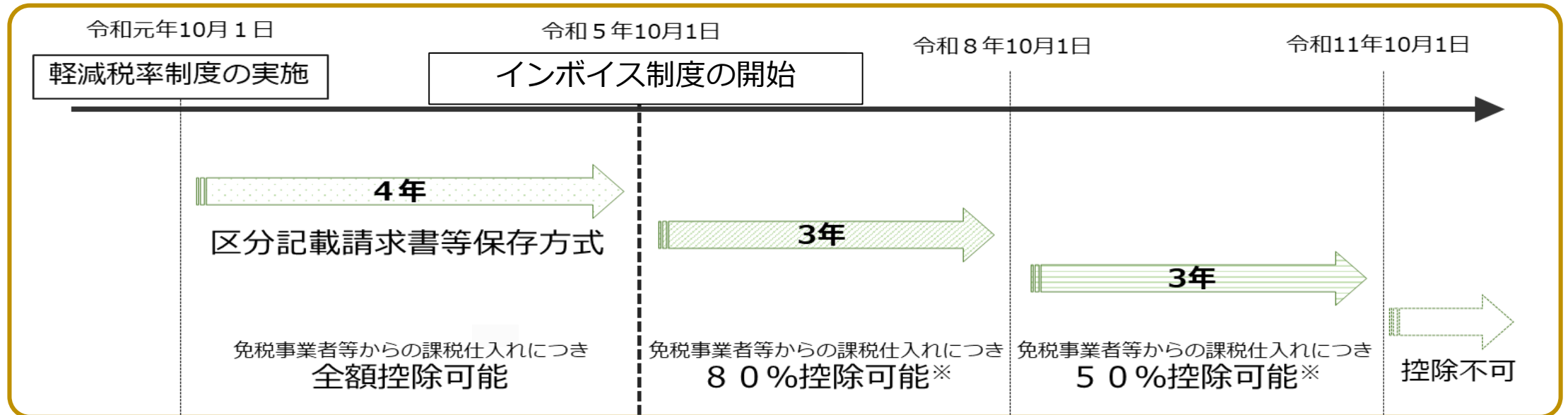
総勘定元帳（仕入）						
XX年 月日		摘要			税区分	借方(円)
4	3	鉄道●●	運賃	公共交通 機関	10%	300
4	4	〇〇鉄道	運賃	公共交通 機関	10%	300

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

消費税の軽減税率制度・インボイス制度

免税事業者等からの仕入れに係る経過措置

免税事業者等からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要なインボイスの交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができませんが、インボイス制度開始から一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。



※ この経過措置の適用を受けるためには、区分記載請求書と同様の事項が記載された書類の保存のほか、通常の記載事項の「取引内容」を記載する際に、例えば、「80%控除対象」など、**経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要**となります。

自宅からスマホやパソコンでe-Tax！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます！

「確定申告書等作成コーナー」なら、画面の案内に沿って入力するだけで、自動計算されるため、ご自身で計算する必要がありません。

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

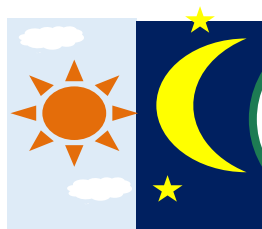
添付書類



不要*

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間*
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

記帳のしかた

白色申告編

制作：令和5年5月

国税庁課税部個人課税課